

議案第76号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良県市町村総合事務組合から奈良広域水質検査センター組合を脱退させることとし、奈良県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

天理市長 並 河 健

奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合同規約（平成20年3月18日奈良県指令市町村第1143号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。